

内部者取引に対する 大阪証券取引所の取組みについて

平成25年1月25日
株式会社大阪証券取引所
自主規制本部

1 内部者取引に係る取引審査及び措置等

■ 取引審査

➤ 金商法における規定

- ✓ 金商法第84条第1項の規定に基づき、金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない
- ✓ 取引審査は、金商法第84条第3項に基づき金融商品取引所等に関する内閣府令第7条第1号*に規定する自主規制業務
 - * 会員等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査(取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。)

➤ 本所における規定等

- ✓ 本所では、上記の義務を履行するため、「有価証券の売買等の審査に関する規則」を制定
- ✓ 上記規則において、「本所の市場における有価証券の売買等に関し、法令等の違反行為や違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、併せて、必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、本所及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資すること」を目的として明記

➤ 取引審査(内部者取引に係る審査実務) 【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>①~③参照】

- ✓ 審査対象取引は、金商法に規定する重要事実及び公開買付け等事実(以下、「重要事実等」)が公表された銘柄の売買等
- ✓ 上場会社から重要事実等に該当する会社情報の公表に至るまでの経緯報告書(会議の開催日時、場所、関与者等を記載した資料)を徴求
- ✓ 取引参加者から売買状況報告書(取引毎に、売買行為者の氏名、住所、生年月日、職業等を記載した資料)を徴求
- ✓ 上記資料に基づき、会社関係者又はそれに該当する可能性がある者の取引の有無、重要事実等公表前におけるタイミングよい取引を行った者(例:重要事実等の公表直前に口座を開設し、取引を行った者)の有無を確認
- ✓ 上場会社の内部者取引未然防止に係る社内体制の確認(例:社内規則の有無、役職員による自社株売買時の社内規則の遵守状況)
- ✓ 必要に応じて、取引参加者の売買管理、法人関係情報管理等の状況の確認(例:内部者取引が疑われる取引に対する審査状況、重要事実等への関与が認められた場合の法人関係情報の管理状況)
- ✓ 審査結果を自主規制委員会及び証券取引等監視委員会に報告

(参考)最近3か年度の内部者取引に係る審査件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度(4~12月)
118件	144件	92件

1 内部者取引に係る取引審査及び措置等

■ 措置等

➤ 上場会社 【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>④】

- ✓ 審査結果を踏まえ、有価証券の売買等の審査に関する規則第7条第1項に基づき、上場会社の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為(以下、「上場会社の違反行為等」)であると認めるとき又は会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制が十分でないと認められた場合において必要があると認めるときは、注意の喚起を実施
- ✓ また、有価証券の売買等の審査に関する規則第7条第2項に基づき、注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、改善措置等について文書による報告を徴求
- ✓ その他、上場会社の内部者取引防止に係る社内体制に軽微な不備を認められた場合において必要があると認めるときは、規則に基づくものではないが、改善を促すため、実態説明(要請)を実施

➤ 取引参加者 【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>⑤】

- ✓ 審査結果を踏まえ、取引参加者の行為が違反行為*又は違反行為に該当するおそれのある行為(以下、「取引参加者の違反行為等」)であると認められた場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を実施
*法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為
- ✓ また、注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、改善措置等について文書による報告を徴求
- ✓ その他、取引参加者の内部管理態勢(売買管理体制、法人関係情報管理態勢等)に不備を認められた場合において必要があると認めるときは、規則に基づくものではないが、改善を促すため、実態説明(要請)を実施

(参考)最近3か年度の措置等実施件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(4~12月)
注意の喚起	13件	24件	2件
実態説明	8件	48件	25件

2 市場関係者への対応

■ 上場会社

➤ 企業行動規範

- ✓ 遵守すべき事項として、上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせることの禁止を規定
- ✓ 望ましい事項として、内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めることを規定

■ 取引参加者

➤ 売買管理体制の構築

- ✓ 取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における有価証券の売買に関して、取引参加者における不公正取引を防止し、もって本所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的として、取引参加者規程第21条及び取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則(以下、「売買管理体制に関する規則」)に基づき、売買管理体制の整備を義務付け
- ✓ 売買管理体制に関する規則第4条に基づき、内部者取引に係る売買審査を実施し、その結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、顧客に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、注文の受託の停止その他の適切な措置を講じるとともに、本所に遅滞なく報告【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>⑥】

3 本所内他部門との連携

本所他部門との間で、本所の市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的に、以下のとおり連携を図っている

■ 上場管理部門 【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>⑦】

- ✓ 上場管理部門が定例で開催する会議に、取引審査部門の担当者が出席し、最新の上場会社の動向に関する情報(未公表の重要事実等の発生状況等)を共有
- ✓ 取引審査部門が定例で開催する会議に、上場管理部門の担当者が出席し、内部者取引審査に関する情報(上場会社の違反行為等又は内部者取引防止のための社内管理体制の不備による措置等に関する情報)を共有
- ✓ 必要に応じて、上場会社からの開示に係る事前相談に取引審査部門の担当者が同席し、上場会社における情報管理の徹底を要請

■ 参加者監理部門 【(参考)内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>⑧】

- ✓ 四半期に1回程度の割合で会議を開催し、取引審査及び検査に関する情報を共有
- ✓ 検査の際、取引審査部門が保有する内部者取引審査に関する情報(取引参加者の違反行為等又は内部管理態勢の不備による措置等に関する情報)を提供
→検査において、改善の状況を確認

4 その他の取組み

■ 啓発活動

- 上場会社の社内研修への講師派遣
 - ✓ 上場会社からの依頼に基づき、内部者取引規制に関する社内研修に、取引審査部門の担当者を講師として派遣

(参考)最近3か年度の講師派遣状況

平成22年度	平成23年度	平成24年度(4~12月)
45件	59件	9件

- セミナーの開催
 - ✓ 取引所内の他部門又は他自主規制機関と共同で内部者取引規制などをテーマにセミナーを開催
- 冊子の発行
 - ✓ 内部者取引規制を分かり易く解説した「ポイント解説 内部者取引規制入門」を発行(有料)

(参考) 内部者取引に係る取引審査業務の概要<イメージ>

